

行政代執行により特定空家等の解体工事を実施します

佐渡市は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市内両津夷地内の危険な空き家(特定空家等)を行政代執行により解体します。当市では、令和2年度に続き、2例目の行政代執行です。

1 行政代執行の概要

(1) 特定空家等の概要

所在地 : 佐渡市両津夷 299 番地1 (位置図参照)
用途 : 居宅
構造 : 木造瓦葺2階建
規模(登記面積) : 191.23 m²

(2) 代執行開始日

令和5年 11月 7日(火) 午後1時 30分 行政代執行宣言(天候等により変更する場合があります)

(3) 作業期間

令和5年 11月 7日(火)～令和6年1月 16日(火)までを予定

(4) 内容

特定空家等の全部解体(ただし、基礎は残置)

(5) 行政代執行を行う理由

当該建築物は前面道路及び隣地との距離が近く、建築物の一部は崩壊しており、建築物裏側屋根の一部が陥没し、そのまま放置すれば、崩壊部及び屋根陥没部より雨水が侵入し構造躯体の腐食の進行が予想され、建具及び屋根(瓦)の落下などにより前面道路の通行人等に危害が及ぶなど、保安上危険となるおそれのある状態のため。

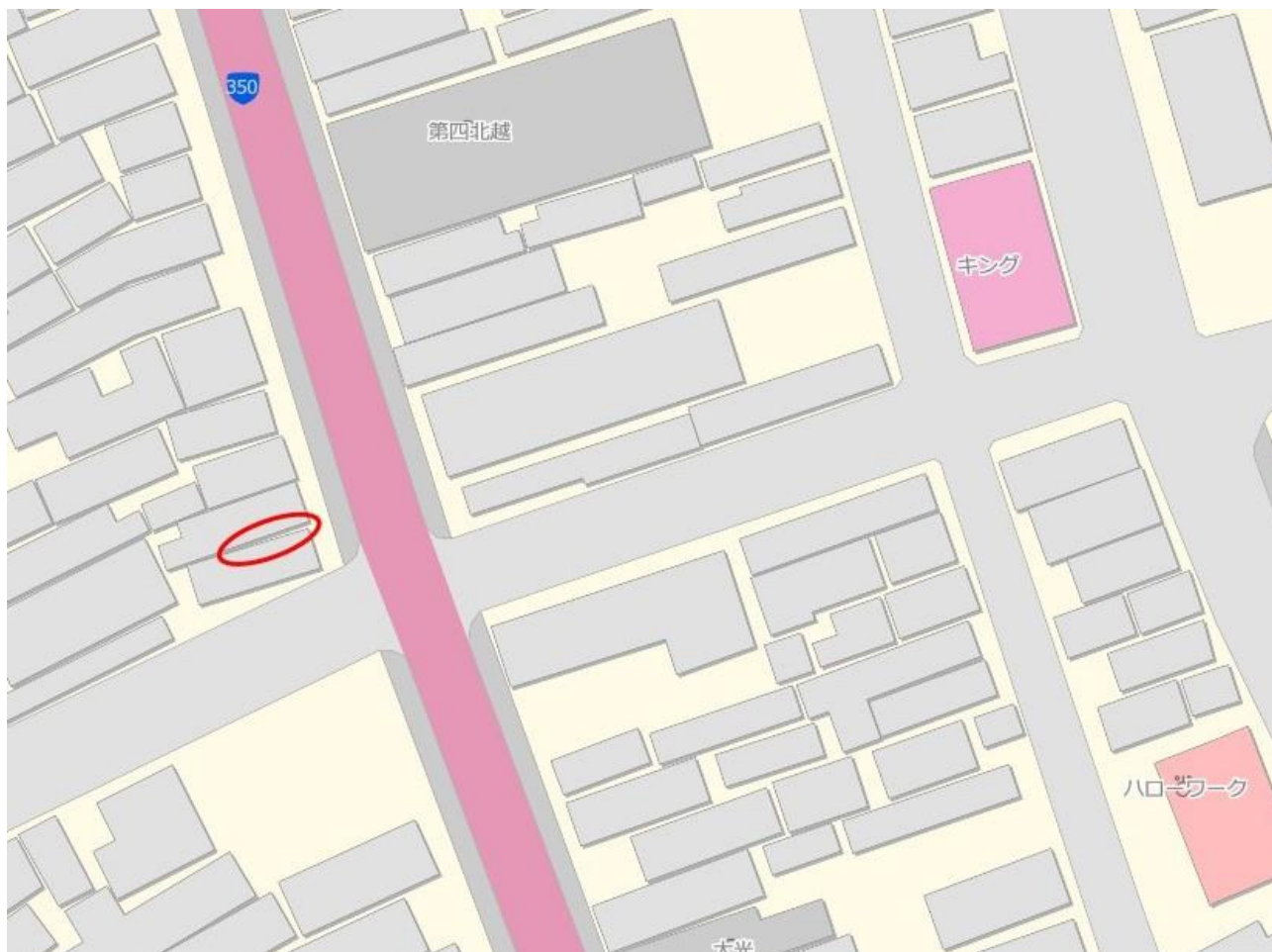
2 取材案内

(1) 令和5年11月7日(火)に現地取材を希望される報道機関は、11月2日(金)午後5時までに生活環境課環境対策係までご連絡ください。中止もしくは延期となった場合に、各報道機関へ情報提供いたします。

(2) 安全上、また、近隣の方々並びに通行される方々の迷惑にならないよう、職員・保安要員の誘導に従っていただくとともに、所属報道機関名が判る腕章等の着用をお願いいたします。

(3)当該行政代執行に係るご質問に対しては、当日、執行宣言終了後に取材対応いたします。

【位置図】



本件についての問い合わせ先
佐渡市役所市民生活部生活環境課
担当: 池田、鶴間
電話(直通)0259-63-3113

